



研究材料等提供・移動同意書

国立遺伝学研究所（以下「提供者」という。）は、我が国および国際社会におけるライフサイエンス分野の研究開発及びその実用化の発展のために、生物遺伝資源（以下「本件リソース」という。）の提供を行っている。

本件リソース名 _____

利用者は、本件リソースを、次の研究課題に利用する。

研究課題名 _____

1. 利用者は本件リソースを上記の目的以外の用途に使用するときには、提供者から文書による同意を得る。
2. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。
3. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）への謝辞を表明すると共に、提供者より本件リソースが提供されたことを明示する。また、下記論文を引用する。

論文名 _____

4. 利用者が本件リソースを用いて行った試験・研究を行った結果、発明または考案が生じた場合、その発明にかかる知的財産権（出願権を含む）は、提供者と利用者が協議の上で決定するものとする。
5. 利用者は、本件リソースが、危険な特性等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、提供者は何ら責を負わない。
6. 本件リソースは、利用者と上記の研究課題に携わる共同研究者が同一の研究課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
7. 本同意は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。
8. 利用者は本研究課題が終了した場合、利用者が保管している本件リソースおよび本件リソースに関する物質を利用者の責任において速やかに廃棄する。
9. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、

利用者の責任によって対応する。

10. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 68 号）、「動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って利用者がその手続きをしなければならない。
11. 利用者は、本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
12. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者による本件リソース及び提供者の他のリソース利用を停止することができる。
13. 本同意に定めのない事項及び本同意の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。
14. 利用者は、本件リソース提供にあたって発生する経費（輸送費および手数料）を負担することを原則とする。
本件リソース提供にあたり実費を徴収する。実費額の詳細に関しては、別途記載する。
15. 本同意の履行における疑義について円満な解決が見込まれない場合、東京地方裁判所において協議する。
16. 本同意書は本件に関する完全な了解事項を含み、且つ過去の全ての書面又は口頭による了解事項に優先する。
以上により、同意書 2 通を作成し、提供者、利用者それぞれ 1 通を所持する。

令和 年 月 日

提供者

機 関 名： 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所
住 所： 〒411-8540 静岡県三島市谷田 1111
研究担当者： 発生遺伝学研究室 教授 川上浩一 印
研究責任者： 発生遺伝学研究室 教授 川上浩一 印
知的財産権管理責任者： リサーチ&イノベーション・ブリッジセンター
産学連携・知的財産室 室長 良本 由香 印

利用者

機 関 名：
住 所：
研究担当者： 印
研究責任者： 印
知的財産権管理責任者： 印